

(参考資料3)

平成 30 年 11 月 27 日
消費者委員会事務局

表示事項の分類やその考え方について

以下は、いずれも、報告書等における決定事項や会議資料として提出された意見等のうち、該当資料における関連する記述のみを抜粋したものである。

1. 食品表示一元化検討会報告書（平成24年8月9日消費者庁）

（6 ページ）食品の内容に関する情報の中でも、食品を安全に取り扱い、使用するために必要な情報など食品の安全性確保に係る情報が特に重要となると考えられる。

（8 ページ）表示義務を課すことにより行政が積極的に介入すべき情報のうち、全ての消費者に確実に伝えられるべき特に重要な情報として、アレルギー表示や消費期限、保存方法など食品の安全性確保に関する情報が位置付けられると考えられる。

（14 ページ）これら形態（中食、外食）により販売される食品については、他の表示事項と比べてもアレルギー表示の必要性は高いと考えられる。

2. 食品表示部会 第4回加工食品の表示に関する調査会（平成26年3月20日）

資料2「表示レイアウト及び文字の大きさについて」（消費者庁作成）

17 ページ 7 新基準（文字の大きさ）の整理（案）

（省略規定）

- ⑤ 容器包装の面積が50cm²以下の場合、原材料名、添加物、内容量（計量法の義務がかからない場合）、栄養成分の量及び熱量、製造所等の所在地及び製造者等の氏名（名称）、原産国名、原料原産地名、遺伝子組換え食品である旨等を省略できることとし、名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、表示責任者、アレルギーを義務表示とする。

※「表示責任者」は「食品関連事業者」に変更。（同第6回調査会（平成26年5月14日）資料2（消費者庁提出）10ページ）

3. 食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書

（平成26年12月13日消費者庁）

（8～9 ページ）

○食品と用途の違い

自宅用と贈答用の食品では、2割程度の消費者で購入時に確認する義務表示事項に係る情報に違いがあり、贈答用の食品では「消費期限・賞味期限（同等のも

のを含む。)」の情報がよく確認されている。

○購入頻度の違い

インターネットで食品を購入する頻度が高い消費者は、「消費期限・賞味期限（同等のものを含む。）」よりも、「原材料」の情報を確認している。

○食費の留意事由による違い

食物アレルギーを有している消費者は、アレルゲンの有無を確認するための情報として、「原材料」と「アレルゲン」の情報をよく確認している。

(10ページ) 特に、安全性に関わる情報（保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルゲンに関する情報）は、分かりやすく情報提供してほしいとの意見が出された。

(14ページ) 事業者が提供している義務表示事項に係る情報は、「内容量」、「名称」、「原材料」、「保存方法」、「消費期限・賞味期限（同等のものを含む。）」の情報の順に多く、消費者が購入時に確認する義務表示事項に係る情報と大きな差異はなかった。

4. 第39回食品表示部会（平成29年3月29日）

参考資料4 委員提出意見

7. 安全性確保に係る表示が優先されるべき

食品表示一元化検討会報告書でも「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることが最も重要」との考え方が示されており、安全性確保に係る表示でないGM表示や原料原産地表示よりも、アレルギー表示を優先し、その内容が確実に消費者に伝わるような表示にする必要がある。

5. 第43回食品表示部会（平成29年7月28日）

(1) 参考資料5 委員提出意見

遺伝子組換えや食品添加物の表示基準の見直しも予定されている中、表示スペースは既に限界にきており、食品表示全体における優先順位を考慮し、原料原産地表示を始め食品安全に直接影響のない表示項目については、インターネットによる表示も可とする様な柔軟な取組みの検討をお願いしたい。

(2) 参考資料6 委員提出意見

4. 食品表示全体に関わる行政介入の整理

なお、検討に当たっては、資料1（付帯意見1）に書かれているが、現状、食品表示全体に関わる行政介入の整理がなされていないために混乱が起きていると思われる。以下を早急に議論し整理すべき。

- ・食品表示における「行政介入の在り方」：「表示の優先順位」と「義務表示と任意表示」の関係を整理すべき。（「義務表示事項の考え方」については食品表示一元化検討報告書で表示の優先順位など「基本的な考え方」がまとめられたところであり、ここをベースにさらに整理すべき）

※参考資料8において別委員から同趣旨の意見提出あり。